

# 三井物産の漁業経営

山口和雄

はじめに

- 一 三井物産の北海道進出
- 二 明治期北海道の栖原角兵衛漁業
- 三 三井物産と栖原角兵衛漁業
- 四 三井物産漁業部の設置とその事業
- 五 三井物産漁業部の廃止——鯨粕から豆粕へ——

はじめに

三井物産は、近代日本の代表的商社で、多種多様の商品を取扱っておるが、それらを自ら生産したことは殆んどなかった。ただ同社は、明治三〇年（一八九七）前後に漁業部を設け、鯨粕等の漁獲製品を生産したことがある。漁業部は

数年にして閉鎖となつたが、それにしても、こうした生産活動は商社としての三井物産としては異例のことであつた。三井文庫には、当時の三井物産漁業部に関する史料が残されておるので、本稿では、それらを中心として三井物産漁業部の設置とその事業、ついで閉鎖にいたるまでの過程をたどつてみようと思う。また、鯨粕から豆粕への転化についても究明したいと考へる。

## 一 三井物産の北海道進出

三井物産は、明治九年（一八七六）七月に創設されたが、それからまもなく同社は北海道に進出した。すなわち、明治十一年（一八七八）には、三井物産と伊勢四日市の久住五右エ門との間に北海道魚粕取扱いの商談がまとまり、その年に三井物産は店員遠藤大三郎を北海道に派遣した。その時の模様を遠藤は、その著書『穀肥商賣ノ回顧』<sup>(1)</sup>において次のように述べておる。

「明治十一年秋ニ北海道ニ商圏ヲ伸バスコトニナリ私ハ札幌、小樽方面ニ派遣セラル、コトニナツタ。船便ヲ获ノ浜ヲ経テ函館ニ渡リ函館カラ渡島半島ヲ横断シテ森ニ出テ、森ヨリ室蘭迄船便、室蘭ヨリ札幌迄ハ馬背ニヨリ苦小牧外一箇所途中ニ泊シテ漸ク札幌ニ入ルト云フ不便サデアアル。当時既ニ札幌ニハ開拓使御用ノ三井銀行支店がアツテ金融其他後援ヲ受クルコトガ出来タ。私ハ小樽ノ廻船問屋牧口徳太郎方（越後荒浜ノ資産家）ヲ根城トシテ五十集物並ニ肥料、魚糟ノ仕入ニ当ツタ、冬ニ渡来シテ夏ヲ過シ、秋口ニ函館ニ引揚グル慣ハシテ、出廻ハリ品ヲ仕入レル側ヲ随分青田ヲ買ウコトモアル。前渡金ハ七掛位、不幸不作ノ年ハ買約御流レトナリ貸シタ金丈ケヲ取返シテ引退ルノハ止ヲ得ヌコトトセラレタ、併シ其反面ニハ随分甘味アル

「商内モ出来タノデアル。」

だが、明治一〇年代の頃には、鯨粕その他の北海道海産製品が多く積出されたのは、東京・東海道方面ではなく、青森から下関にいたる日本海に面する諸港と、下関から大阪にいたる瀬戸内海の諸港とであった。それは当時は未だ帆船が輸送手段の主体だったので、日本海航路の方が太平洋航路にくらべ危険がすくなかったからである。この頃には、青森から酒田・新潟・直江津等にいたる日本海方面の諸港には、北海道から多量の身欠鯨、塩鮭鱒等が移出され、代りに米・酒等が移入された。滑川から伏木・敦賀等にいたる北陸方面の諸港には、函館・小樽等から胴鯨・笹目鯨などの鯨肥料が多く移出され、代りに米・木綿・苧縄等が移入された。下関・広島・高松・兵庫・大阪等の瀬戸内海諸港へは、多量の鯨粕が移出され、木綿・塩・砂糖等が移入された。

当時、これらの移出入を担当した船は、主に五〇〇石積ないし一〇〇〇石積の和船、とくに北前船といわれた帆船であった。北前船の持主の多くは、輸送のみでなく、移出入品の取引をも兼営した商人で、その中には数隻ないし一〇隻余の北前船を所有し、大きな商取引をしたものもおった。越中の馬場道久、加賀の広瀬三三郎、同じく加賀の大家七平、同じく浜中八三郎、越前の右近権左エ門など、いわゆる五大北前船主と称せられた豪商がその中心で、彼らは大阪を根城として活動しておった。

これに対し、鯨粕をはじめとする北海道海産製品の東京・東海道方面への移出は、当時はあまり多くはなかった。その移出の拡大に大きな役割を演じたのは、三井物産である。三井物産が、本格的に北海道海産製品の移出を始めたのは、前記したように明治一年頃からであったが、同一三年（一八八〇）には函館店が支店に昇格し、その後小樽・札幌などにも出張店が設けられた。また明治一四年（一八八一）頃からは、開拓使へ租税として現物で納められた鯨粕などが

入札によって払い下げられ、東京方面へも廻送された。時には昆布の仕入れも行われた。輸送には帆船が使われたが、汽船も次第に用いられるようになった。東京に廻送された鰯粕その他は、三井物産本店の肥料方を中心となつて地場売ないし地方売にとめた。地場売の相手は主に深川の肥料問屋、地方売の主要な販路は伊勢湾沿岸で、特に半田の萬三商会（小栗三郎）などが最も有力な購入者であつた。<sup>(2)</sup>伊勢湾から米を積んで東京湾に入港する帆船の帰り船を利用して鰯粕などを積み出すこともあつたが、そのうち函館から直接伊勢湾に向う船も出現するようになった。

(1) 遠藤大三郎「穀肥商賣ノ回顧」(昭和三年刊)二二—二三頁。

(2) 西村はつ「知多雜穀肥料商業の展開—万三商店を中心に—」(山口和雄・石井寛治編『近代日本の商品流通』所収)

## 二 明治期北海道の栖原角兵衛漁業

三井物産漁業部は、明治期北海道の大漁業家だつた栖原角兵衛の事業をひきついでできたものである。そこでまず、明治期の栖原角兵衛漁業についてみておこう。

栖原角兵衛は紀州の出身で、明治期には北海道において藤野喜兵衛に次ぐ大漁場持であり、大漁業家であつた。当時栖原角兵衛が営んだ主な漁業は、北海道天塩国留萌地方の鰯漁業と千島国択捉島の鮭鱒漁業とであつた。鰯は、当時北海道天塩国などの重要漁獲物で、その製品たる鰯粕は、明治前期になると鰯粕に代つてわが国の最も重要な肥料となり、全国に出廻るようになった。鮭鱒も近代日本の重要な漁獲物で、択捉島は塩鮭鱒の産額がとくに多かつた。

まず、栖原角兵衛の天塩国留萌地方における漁業についてみると、その中心は鰯漁業で、次のような大きな規模で行

われた。<sup>(1)</sup>

一 関係の村落と建物

留萌郡礼受村	……家五棟	倉庫三一棟
同郡留萌村	……家五棟	倉庫四二棟
同郡三泊村	……家七棟	倉庫二四棟
同郡鬼鹿村	……家二棟	倉庫一五棟
同郡天登雁村	……家二棟	倉庫七棟
計五カ村	家二一棟	倉庫一一九棟

二 海産乾場

留萌郡礼受村	……六カ所	一〇、八七〇坪
同郡留萌村	……五カ所	一一、一六〇坪
同郡三泊村	……九カ所	九、七一一坪
同郡天登雁村	……一カ所	五三八坪
同郡鬼鹿村	……三カ所	六、一二二坪
計	……二四カ所	三八、四〇一坪

三 漁網

練行成網一二統、練角網三六統、  
 鮭角網一〇統、鱒角網六統、

鯨地曳網三統

#### 四 船舶

凶合船二八艘、保津船二三艘、橋船一艘、

平田船一五艘、持荷船三艘、磯船四〇艘

計一〇〇艘

#### 五 漁夫

留萌場所だけで漁期中は一、二〇〇名内外に及ぶ。

#### 六 漁獲製品

留萌場所だけで第1表のとおり。最も多かったのは鯨粕で、明治三二年（一八八九）の産額二万石余に及んでおる。

次に、明治前期択捉島における栖原角兵衛漁業についてみると、大要左のとおりである。<sup>(2)</sup>

#### 一 関係村落と建物

村落……択捉郡内保村、振別郡老門村、紗那郡留別村、同郡有萌村、同郡紗那村、同郡別飛村、足取郡乙今丑村、同郡薬取村の四郡八カ村。

建物……右四郡八カ村に存在した栖原角兵衛の家・倉庫等一四七棟。

#### 二 海産乾場

右四郡八カ村内に存在。その数一〇六カ所、総面積一五、八六四坪。

#### 三 漁網・漁船

三井物産の漁業経営（山口）

第1表 明治前期栖原角兵衛留萌地方漁獲製品一覽表

年次		明治19年 (1886)	同20年 (1887)	同21年 (1888)	同22年 (1889)	同23年 (1890)	年平均
漁獲製品		石	石	石	石	石	石
塩	鮭	4,789	2,332	4,168	2,510	471	2,854
鍊	粕	6,535	8,553	10,392	10,864	9,305	9,130
雑	粕	—	20	50	13	5	22
筋	子	—	113	—	489	—	301
鍊	白子	—	39	28	50	18	—
鍊	鯷	—	39	—	25	22	29
魚	油	—	85	116	146	56	101
身	欠鍊	—	—	—	435本	430本	433本
昆	布	—	6	5	—	—	6

出所) 【栖原角兵衛一件書類】(三井文庫所蔵史料 物産249)。

第2表 明治前期栖原角兵衛択捉島漁獲製品一覽表

年次		明治19年 (1886)	同20年 (1887)	同21年 (1888)	同22年 (1889)	同23年 (1890)	年平均
漁獲製品		石	石	石	石	石	石
塩	鮭	8,030	4,224	4,709	8,899	20,867	7,352
塩	鱒	14,170	14,642	27,036	4,962	29,726	28,107
鱒	粕	—	463	890	177	4,000	1,383
鍊	粕	—	46	—	6	273	108
雑	粕	—	13	8	57	116	49
塩	鯽	—	71	4	—	13	29
干	鱈	—	65	61	55	1,625	452
筋	子	—	551	806	587	1,016	768
鍊	白子	—	7	7	—	—	7
鍊	鯷	—	—	—	26	—	—
魚	油	—	—	—	3	78	41
布	海苔	—	65	14	2	32	28
鱒	缶詰	—	10万缶	10万缶	8万缶	14万缶	10万500缶

出所) 【栖原角兵衛一件書類】(三井文庫所蔵史料 物産249)。

漁網も右四郡八カ村に存在、その種類、網数は次のとおり。

鱒角網七七統、鱒曳網六四統、

鮭角網六一統、鮭曳網五五統、

鮭小舌網一七統、鱒小舌網六統

漁船も右四郡八カ村に存在、その総数一一五艘内外。

四 漁夫 漁期中の漁夫一〇〇〇名内外。

五 漁獲製品 明治前期の漁獲製品は択捉島のみで第2表のとおり。第一位は塩鱒、鱒罐詰等の鱒製品で、明治前期にはその産額年平均三万石内外であった。

(1) 「栖原角兵衛一件書類」其一 (三井文庫所蔵史料 物産二四一)。

(2) 同右。

### 三 三井物産と栖原角兵衛漁業

三井物産が栖原角兵衛漁業と関係をもつようになったのは、明治一八年(一八八五)ごろのことであった。その頃、栖原家の支配人だった栖原小右エ門なる者(栖原角兵衛の妻の弟)の「不始末」などにより栖原家の負債が増大し、同家は大きな打撃を受けた。栖原角兵衛は、小右エ門を解雇するとともに、三井物産函館支店長松岡譲に救済を申し出た。これに対し三井物産では、同一八年まず天塩国留萌地方における栖原角兵衛名義の土地建物、海産乾場、船舶、漁網、漁具のすべ



第3表 三井物産栖原角兵衛貸金抵当物件一覧表  
 …天塩国留萌地方の分（明治24年）

三井物産 貸金額	留萌地方 村落	建 物		地 所			船 舶
		種 類	棟 数	海産乾場	宅 地	耕 地	
円	天登雁村	家 屋	棟 1	坪 538	坪 —	坪 —	艘 —
	留 萌 村	家 屋	6	10,335	2,892	—	—
		板 倉 雜 倉	45 4				
	鬼 鹿 村	家 屋	3	6,595	—	5,431	—
		板 倉	21				
礼 請 村	家 屋	5	9,008	—	1,749	—	
	板 倉 雜 倉他	11 11					
70,000	計5カ村	家 屋	7	9,711	—	—	—
		板 倉	10				
		雜 倉	7				
		家 屋	22	36,187	2,892	7,180	165
		板 倉	87				
		雜 倉他	22				

出所) 【栖原角兵衛一件書類】(三井文庫所蔵史料 物産243)。

てを抵当にとつて七万円余の資金を貸与した。つづいて同二〇年代に入ると、千島国択捉島における栖原角兵衛の土地建物、海産乾場、船舶、漁網、漁具等をも全部抵当にとつてやはり七万円余を貸与し、さらに同島に設置された栖原の鐘詰製造場をも抵当として五〇〇〇円を貸しておるので、三井物産の栖原角兵衛漁業への貸出額は合計一四万五〇〇〇円に及んだことになる。いま、これら三件の貸付抵当物件一覧表を示すと第3・4・5表のとおりである。

三井物産の栖原角兵衛への貸出額は、その後、年とともに次にみるように次第に増加した。<sup>(1)</sup>

明治二十二年二月末 一〇二、八六四円  
 同 二十二年二月末 一六二、三〇一円  
 同 二十三年二月末 一三九、九八五円  
 同 二十七年二月末 三〇一、七九五円

第4表 三井物産栖原角兵衛貸金抵当物件一覧表  
 …千島国択捉島の分(明治24年)

三井物産 貸金額	択捉島 村落	建 物		地 所			船 舶
		種 類	棟 数	海産乾場	宅 地	耕 地	
円 30,000	紗那村	家屋 板倉	棟 6 24	坪 17,012	坪 5,223	坪 —	艘 28
	有萌村	家屋 板倉	2 14	6,655	3,347	250	7
	別飛村	家屋 板倉 雑倉	3 17 3	11,952	1,568	—	12
20,000	薬取村	家屋 板倉 雑倉	3 32 1	13,253	3,158	—	14
	乙今丑村	家屋 板倉 雑倉	4 24 5	10,735	72	475	16
16,000	留別村	家屋 板倉 雑倉	4 23 8	17,967	4,567	—	18
	振別村	家屋 板倉 雑倉	1 11 1	2,186	5,841	632	9
4,000	老門村	家屋 板倉	1 6	1,855	793	—	3
	内保村	家屋 板倉 雑倉	2 13 6	8,500	1,811	—	8
70,000	計9カ村	家屋 板倉 雑倉	26 164 24	90,115	26,380	1,357	115

出所) 【栖原角兵衛一件書類】(三井文庫所蔵史料 物産243)。

第5表 三井物産栖原角兵衛貸金抵当物件一覧表…岳詰場の分（明治24年）

三井物産 貸金額	村名	建 物			地 所	
		種 類	棟 数	坪 数	岳詰場敷地	
円 5,000	紗那村	岳詰製造場 同付属舎 井戸家	棟 1 1 1	坪  117	筆  1	坪  300

出所) 【栖原角兵衛一件書類】(三井文庫所蔵史料 物産243)。

栖原角兵衛は、三井物産からこのような巨額の貸付を受けるようになったので、その代償としてその漁獲製品の全部を三井物産に販売しなくてはならないこととなった。明治二十一年（一八八八）八月に結ばれた両者の「契約書」<sup>(2)</sup>にも「北海道庁管下天塩国増毛、留萌、苫前ノ三郡及千島国択捉全島之内栖原角兵衛所用ノ漁場ニ於テ收穫ノ海産物ヲ悉皆三井物産会社へ委託販売ヲ為ス」旨が記されておる。実際にも、三井物産の鯨粕・塩鱒鮭等の取扱高はこれ以後著しく増加した。また、栖原角兵衛漁場において漁期中に消費される生活物資もその多くは三井物産から購入するようになった。それについては、次掲の「エトロフ仕込」と題する文書が残されておる。それは、この頃三井物産が栖原角兵衛択捉漁業場所に仕込んだ一年間の生活物資を記した一覧表で、当時の漁場生活状況が示され、興味深い。<sup>(3)</sup>

エトロフ仕込

前半季分

- 一金式千式百八拾円 米千俵但四斗入 右 五円七十錢換へ
- 一金四拾八円 大豆三十俵 四円換へ
- 一金七拾円 大阪酒拾樽 七円換へ
- 一金四百円 大山酒式百樽 式円換へ
- 一金百三拾円 烟草式拾函 右 六円五十錢換へ
- 一金五拾円 草鞋五拾丸 壹円替へ

- 一金七拾五円 空樽五百樽 老樽 十五錢替へ
- 一金九拾円 柿波五拾樽 老樽 十八錢換へ
- 一金貳拾五円 大間繩五拾丸 老樽 五十錢換へ
- 一金六拾円 中間繩百五十丸 老樽 四十錢換へ
- 一金三拾九円 柏木皮三十個 老樽 老円三十錢換へ
- 一金五千四百円 塩老万五千俵 老俵 三十六錢換へ
- 一金貳百円 小買物
- 一金五千四百円 人夫三百六十人 老入 拾五円割
- 計金老万四千貳百六十七円也

同後半季分

- 一金貳千貳百八拾円 米四斗入千俵
- 一金 白米
- 一金六円六拾錢 小豆四斗入三俵 老石 五円五十錢換
- 一金七拾円 餅白米〃廿五俵 〃 七円換
- 一金三拾貳円 大豆四斗入廿俵 〃 四円換
- 一金三拾貳円 醬油一斗入四拾樽 老樽 八十錢換
- 一金貳円 酢一斗入三樽 〃 六十錢余換
- 一金百円 大山酒五拾樽 〃 貳円換
- 一金六拾五円 烟草 拾函 老函 六円五十錢換

一金拾八円	長割鉄五箇	老箇	三円六十錢換
一金三拾円	大山小錠 <small>七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十</small> 拾頭	一頭	三円換
一金四拾五円	酒田繩 百丸	老丸	四十五錢換
一金六拾円	阿皮繩 百丸		六十錢換
一金貳拾貳円	単引繩 五十丸		四十四錢換
一金貳拾円	藁尾内 百丸		式十錢換
一金貳拾円	林呂繩 五房	老房	四十錢換
一金拾四円	図合船海具貳隻分	老隻	七円ツ、
一金三千六百元	大俵塩壹万俵	老俵	三十六錢換
一金貳百三拾円八拾五錢	小買物		
計金六千六百四十七円四拾五錢			
總計金貳万〇九百拾四円四拾五錢			

こうした事情から、栖原角兵衛の漁業収入額が三井物産からの借入額に及ばぬことがしばしばみられるようになった。いま明治二七年（一八九四）の栖原角兵衛漁業収入額をみると次のごとくで、合計二六万一千円余となり、同年度の三井物産からの借入額三〇万一千円余に比し六万円ほど少なかったことが知られる。<sup>(4)</sup>

明治二七年（一八九四） 栖原角兵衛漁業収入額

択捉島栖原漁場の鮭鱒其他の収獲売上額

一一二、七七六円

択捉島の栖原鮭鱒罐詰所の製造売上額

三八、五九二円

天塩国留萌場所栖原漁場の鯨・鮭鱒等の売上額

九九、八二四円

計

二六一、一九二円

(1) 遠藤大三郎『穀肥商賣の回顧』(昭和三年刊) 一一一―一三頁。

(2) 「栖原角兵衛一件書類 其一」(三井文庫所蔵史料 物産二四一)。

(3) 同右。

(4) 「栖原角兵衛一件書類」(三井文庫所蔵史料 物産二五二)。

#### 四 三井物産漁業部の設置とその事業

明治二七年(一八九四)八月、三井物産では専務の馬越恭平が北海道を巡察した。その結果、栖原角兵衛から巨額の借入金 の 抵 当 と し て 三 井 物 産 に 入 れ ら れ て い た 天 塩 国 増 毛 留 萌 地 方 及 び 千 島 国 択 捉 島 に お け る 漁 場 ・ 海 産 乾 場 、 土 地 家 屋 、 漁 船 、 漁 網 漁 具 等 を 全 部 と り あ げ 、 三 井 物 産 自 ら が 漁 業 を 経 営 す る こ と に な っ た 。

かくて三井物産は、翌二八年(一八九五)一月から北海道漁業部の設置に着手し、三〇年五月、馬越恭平がその部長を兼任した。新漁業部は、地域的に増毛漁業部、留萌漁業部、択捉漁業部の三漁業部にわかれ、そのほかに三石漁場と缶詰製造所があった。明治三〇年代における三井物産漁業部の漁獲品売上高をみると第6表、第9表のとおりで、この

第6表 明治30年(1987)三井物産漁場別収獲品売上高

漁場		数量 単位	増毛	留萌	択捉	三石	合計
鯧	粕	石	3,797	4,721	—	—	8,518
	粕	石	—	—	—	1,281	1,281
鱈	鱈	石	17	61	2,583	30	2,691
	鱈	石	173	299	3,284	1,217	4,973
鱈	岳 詰	個	…	…	…	…	58,944
	岳 詰	個	…	…	…	…	91,152
胴	布 鯧	石	…	…	…	…	147
	鯧	石	…	…	…	…	791
身	欠 鯧	個	…	…	…	…	1,368
	目 鯧	石	…	…	…	…	166
白	子 鯧	石	…	…	…	…	115
	鯧	石	…	…	…	…	110
鯧	油	函	…	…	…	…	1,067
	粕	石	…	…	…	…	228
筋	子	函	…	…	…	…	1,466
	尾	尾	…	…	…	…	312
紅	鱈	尾	…	…	…	…	420
	鱈	貫	…	…	…	…	2,294

出所) 三井物産明治30年度『事業報告』(三井文庫所蔵史料 物産614)。

注) 一は漁獲なし。…は漁場別の記録なし。

年代を通じ鯧粕がもつとも重要な売上品であった。期末になると鯧粕も盛時をすぎてその額やや減少し、鯧鱈の売上高が多少増大したことが知られる。

また、同じ明治三〇年代における各漁業部別の収獲品売上高をみると第10表のとおりで、鯧粕の重要漁獲地であった増毛・留萌両漁業部の収獲売上額が全体の過半を占めておるが、明治三十年代のなかばすぎるとその比重やや低下し、鱈鯧の産地であった択捉漁業部の比重が高まり、全体の四〇%近くになっておる。

鯧粕・鯧鱈以外の三井物産漁業部の重要収獲製品は、身欠鯧・羽鯧・笹目鯧・鯧・鯧粕・筋子・乾鯧・魚油等であった。このことは、前掲第6表・第9表の示すところである。さらに第10表によって三井物産漁業部全体の収獲物売上額をみると、明

第7表 明治33年(1900)三井物産漁場別収獲高

漁場		数量 単位	増毛	留萌	三石	択捉	合計
収獲品	鯨 粕	石	4,209	4,132	—	—	8,341
	身 欠 鯨 本	石	149	432	—	—	581
	胴 鯨 石	石	91	260	—	—	351
	笹 目 鯨 石	石	27	55	—	—	82
	白 子 鯨 石	石	15	37	—	—	52
	鯨 鱈 石	石	12	33	—	—	45
	魚 油 函	函	923	974	408	3	2,305
	雑 粕 石	石	2	18	22	92	134
	鱈 石	石	4	49	35	315	403
	鮭 石	石	493	692	240	2,364	3,789
筋 子 函	函	163	230	119	946	1,458	

原注) 此他紅鱈18石, 乾鱈1,265石, 雜鱈粕39石, 鮭粕619石, 昆布50石ノ収獲アリ。  
鱈缶詰250函, 鮭缶詰2,281函ヲ製造セリ。

出所) 三井物産明治33年度『事業報告』(三井文庫所蔵史料 物産614)。

治三三年(一九〇〇)二四万円、同三五年(一九〇二)二八  
万円、同三六年三二万円、同三七年三〇万円に達し、明治三  
十年代を通じ漁業部の成績が順調であったことを示しておる。



第 8 表 明治 35 年(1902)三井物産漁場別収獲高

漁 場		数量 単位	増 毛	留 萌	扱 捉	合 計
鯨	粕	石	4,464	7,806	—	12,270
身	欠 鯨	本	249	501	—	750
胴	鯨	石	165	328	—	493
笹	目 鯨	石	41	76	—	117
白	子	石	34	47	—	81
数	ノ 子	石	41	43	—	84
魚	油	函	1,034	2,039	36	3,109
	鱒	石	7	31	1,103	1,141
	鮭	石	282	710	1,171	2,163
筋	子	函	76	222	354	652
次	粕	石	—	97	—	97
紅	鱒	石	—	—	86	86
雜	粕	俵	—	—	100	100
干	鱒	束	—	—	336	336
桜	鱒	尾	—	—	445	445
夏	鮭	尾	—	—	140	140
鱈	粕	俵	—	—	78	78
鱒	粕	俵	—	—	107	107
鮫	ヒレ	箇	—	—	1	1

原注) 此他扱捉支店ニ於テ鱒缶詰 1,406 函, 鮭缶詰 1,314 函, 筋子 75 函, 骨粕 45 俵ヲ製造セリ。

出所) 三井物産明治 35 年度『事業報告』(三井文庫所藏史料 物産 614)。

第9表 明治37年(1904)三井物産漁場別収獲高

漁場		数量 單位	增毛	留萌	択捉	合計	前年度
収獲品							
鯨	粕	石	2,775	6,679	—	9,454	10,740
身	欠	本	197	309	—	506	613
胴	鯨	石	128	193	—	321	365
笹	目	石	39	47	—	86	92
白	子	石	24	39	—	63	48
数	ノ	石	21	27	—	48	59
魚	油	函	894	1,449	71	2,414	2,291
	鱒	石	2	20	1,495	1,517	2,980
	鮭	石	152	244	2,675	3,071	3,011
筋	子	函	53	72	1,188	1,313	1,186
次	粕	石	—	—	—	—	37
紅	鱒	石	—	—	24	24	106
雜	粕	俵	43	—	119	162	297
干	鱒	筒	—	—	781	781	224
桜	鱒	尾	—	—	1,445	1,445	50
夏	鮭	尾	—	—	192	192	—
鱈	粕	俵	—	—	48	48	—
鱒	粕	俵	—	—	231	231	87
塩	鱒	尾	—	—	160	160	147

出所) 三井物産明治37年度「事業報告」(三井文庫所藏史料 物産614)。

三井物産の漁業経営（山口）

第 10 表 三井物産漁場別収獲物売却額

漁 場	明治 33 年 (1900)	同 35 年 (1902)	同 36 年 (1903)	同 37 年 (1904)
増 毛	円 64,404 26.2	円 69,154 24.1	円 65,874 20.4	円 52,772 17.1
留 萌	80,344 32.7	153,747 53.5	160,171 49.7	113,709 36.7
小 計	144,748 59.0	222,901 77.5	226,045 70.2	166,481 53.8
扱 捉	64,498 26.3	43,592 15.2	81,112 25.2	120,167 38.8
缶詰製造所	20,858 8.5	20,997 7.3	14,987 4.7	22,776 7.4
三石漁場	15,342 6.3	— —	— —	— —
合 計	245,446 100.0	287,490 100.0	322,144 100.0	309,424 100.0

出所) 三井物産各年度『事業報告』（三井文庫所蔵史料 物産 614）。

## 五 三井物産漁業部の廃止——練粕から豆粕へ——

以上みたように、明治三〇年代を通じて北海道漁業の状況は概して順調で、三井物産漁業部がこの方面から影響を受けることはなかった。それにもかかわらず、漁業部は明治三〇年頃から事業縮小の方針をとらざるをえなくなった。それは、この頃から中国からの豆粕の輸入が増大し、三井物産漁業部の主要生産品だった練粕の売行きに大きな影響を与えはじめたからである。三井物産『明治三十年下半年事業報告』には、豆粕の輸入について次のように記されておる。<sup>(1)</sup>

「营口大豆及豆粕、本品ノ内地ニ於ケル需要ハ一年ニ増加シ本年ハ特ニ著シキヲ見ル、今三十年日本ヘノ総輸入高ハ豆二億三千四百九十二万七千六百廿六斤ニシテ我社ノ取扱ハ其尅割三分ニ相当シ、粕ノ総輸入高尅億七千四十四万七千九十二斤ニシテ我社ノ取扱ハ其尅割三分ニ相当セリ。」

ここで豆粕と練粕とを比較してみると、肥料としての成分では練粕の方がややすぐれているが（第11表）、価格の面では豆粕の方が安価であった（第12表）。かくて三井物産の豆粕輸入額も明治三〇年（一八九七）前後から著しく増加し、練粕売上額は停滞ないし減少した。明治三〇年（一八九七）には三井物産にあつても、練粕売上額が豆粕輸入額よりも大きかったが、三一年（一八九八）以降豆粕輸入額の方が多額となり、三七年（一九〇四）には練粕売上額の七倍余になつている（第13表）。

そうした際、明治三九年（一九〇六）九月、栖原角兵衛から旧漁場を買い戻したい旨の願書が三井物産に提出された。

第 11 表 鯨粕と豆粕の成分

	窒 素	磷 酸	加 里
鯨 粕	8.3	5.6	0.7
豆 粕	6.6	1.3	2.5

出所) 大内力『肥料の経済学』56 頁。

第 12 表 豆粕と鯨粕の価格  
(10 貫目あたり)

年 次	豆 粕	鯨 粕
明治 36～40 年	2 円 04 銭	4 円 26 銭
明治 41～45 年	1 円 86 銭	1 円 28 銭

出所) 大内力『肥料の経済学』77 頁。

第 13 表 三井物産の豆粕輸入高と鯨粕売上高

年 次	豆 粕		鯨 粕	
	輸入高	輸入額	売上高	売上額
明治 30 年 (1897)	担 838,384	円 464,318	269,638 個	円 1,921,378
31 年 (1898)	583,926	1,006,996	100,479 "	813,588
35 年 (1902)	857,108	1,612,545	( 12,270 石)	( 222,901)
37 年 (1904)	421,023	1,248,798	( 9,454 ")	( 166,481)
41 年 (1908)	2,021,661	5,567,223	…	…

出所) 三井物産各年度『事業報告』（三井文庫所蔵史料 物産 614）。

注) 1. 鯨粕の明治 30 年分は全て国内産。31 年分には 16,688 個、152,964 円の輸入品を含む。

2. 鯨粕の( )内は、増毛・留萌両漁場での収穫高（単位＝石）と販売額。

3. …はデータ無し。

もともと栖原と三井物産との間には、明治二十七年（一八九四）一二月から向う一〇年間のうちに栖原が漁場の買戻しを願ひ出た場合はそれを考慮するとの了解があり、その後その期限は明治四〇年（一九〇七）末まで延期されていた。かくて栖原は、明治三九年（一九〇六）九月、漁場買戻しの願ひを三井物産に提出したが、その際栖原としては資金がないので、旧知巳の園田実徳に一時立替えてもらい、後日自分が引取ることにした旨を述べている。その願書は次のとおりであった。<sup>(2)</sup>

拝啓

拙者共儀

北海道漁業経営ニ付兼テ貴社ニ御依頼申上候以来永々ノ間厚キ御恩典ニ浴シ深ク難有奉存候。殊ニ近年元資金モ追々減少シ来リ累年容易ナラサル御厄介ニ相成候。御懇篤ノ御儀ハ感銘仕リ子々孫々ニ至ル迄忘却仕間敷候。扱先般延期出願ニ際シ貴社御来示ノ御起草ニ明治参拾九年末迄ト御座候へ共尚尅ヶ年ヲ加へ同四拾年末ト御願申出候処御聞済置被成下難有奉深謝候。右書中ニモ有之候通り弊家ニ於テ如何ナル事情アルモ再延期御願不仕旨申上置候ニ付此上ノ御迷惑相掛間敷ト種々苦慮罷在候処、過般来旧知巳園田実徳氏厚ク心配致シ呉、当春来安田善次郎氏へ交渉ニ及候へ共該交渉遂ニ纏マリ不申、更ニ或ル貴頭ニ交渉ノ末同家ヨリ出資ヲ仰ク事ト相成、同家ヨリ園田氏へ全托セラレ申候。就テハ園田氏ト弊家トノ間ニ約束ノ結果追テ園田氏ヨリ弊家へ売戻ス事ニ相成候ニ付何卒目下ノ処弊家ニ代リ園田実徳氏へ現今貴社ノ御名義ニ被成下居候漁業権、及漁場、漁具、家屋、倉庫、地所其他之ニ附屬スル一切ノ物件ハ御約束ノ通り年度決算残金額ヲ以テ本年度決算期ヲ限トシテ御売渡被成下、随テ名義書換ノ御手続モ御取扱被成下候様奉懇願候

尚元資金等返済ノ儀ハ貴社御指図ノ銀行へ園田実徳氏ヨリ供託可仕候

右願上度如此ニ御座候、敬具

明治参拾九年廿一日

三井物産合名会社

御重役御中

栖原角兵衛<sup>㊞</sup>  
栖原栄助<sup>㊞</sup>

三井物産は、以上の栖原の願いを受けいれ、明治三十九年（一九〇六）末に漁業部を園田実徳に返還した。その時の引継書並に引継の条件は次のとおりである。<sup>(3)</sup>

漁業部引継書

一 三井漁業部明治三十九年度決算尻ヲ以テ事務引継授免相済マセ、不動産類ハ追而名義書替授受スルモノトス、依而右承諾書如件

明治三十九年十二月八日

譲渡人 三井物産合名会社 漁業部長 平田初熊<sup>㊞</sup>  
譲受人 園田商会 会長 園田実徳<sup>㊞</sup>

本年九月廿一日付願書ヲ以テ御願申上候通り目下貴社ノ御名義ト相成居候北海道天塩国留萌及千嶋国エトロフ嶋ニ於ケル漁業権及漁場、漁具、家屋倉庫地所其他之ニ附属スル一切ノ物件並ニ函館所在家屋、地所倉庫等買戻ノ期限追々切迫致来候得共、拙者共ニ於テ右買戻ノ資力無之ニ付、此度園田実徳氏ニ依頼シ拙者共ニ代ハリ貴社ヨリ直接同氏ニ於テ買受ノ相談相整ヒ申候ニ付、何卒下記引継条件ニ基キ悉皆直接同氏名義ニ御書換被成下度、右ニ就テハ拙者共ニ於テ少シモ異存無之、後日ニ至リ決シテ故障等申立間敷候。

尚引継方ニ関スル凡テノ事項ハ一切園田氏ニ依頼致置候ニ付、同氏ト御協商被成下度、其御協商ノ結果ニ就テモ拙者共ニ於テ少シモ異議無之、後日ニ至リ故障等申立間敷ハ勿論ノ儀ニ御座候。

引継条件

一金式拾六万四千九百貳拾貳円四錢四厘

參拾八年十一月末漁業元資金差引戻

一金 貳万五千元也

別口函館所在不動産代価

一金貳万六千六百六拾七円貳拾八錢也

漁業部使用人解雇慰勞金

合計金參拾壹万六千〇八拾九円參拾貳錢四厘

前記金額ハ此際御渡シ致置キ、本年十一月末ノ決算尻ハ其際受授スル事

一 漁業權並ニ不動産等名義切り替ヘニ要スル登記其他ノ費用ハ買受人ニ於テ負担ノコト

一 名義切り替ヘハ出来得ル丈ケ速ニ手配スル事

一 漁業部ノ仕入残品ハ本年十一月末決算尻帳簿面代価ヲ以テ買受人ヘ譲渡ス事

但シ仕入残品代金ハ本年十一月末決算尻利益金ノ中ヲ以テ充當シ過不足之精算ノ事

一 漁業部ヲ貴社ヘ引渡後貴社ニ於テ新タニ払下ヲ受ケタル留萌地所ノ内買受人ヘ御引継可相成分ハ漁業關係地所壹萬九千九

百參拾壹坪トス

一 貴社ニ於テ払下ヲ受ケタル留萌ノ地所ノ内漁業ニ無關係ナル牧場八拾貳万九千八百貳十八坪ハ貴社ニ於テ御留存ノ事

一 御礼金トシテ金壹万円差上申度事

但シ目下財政困難ノ際ニ付右壹萬円ハ五ヶ年間に二皆納ノ儀御聞キ届ケ被成下度事



右之通りニテ園田実徳氏へ御引継キノ儀承諾仕候也

明治三十九年十月十五日

前項ノ事項一切承認仕候也

三井物産合名会社

社長 三井八郎次郎殿

栖原角兵衛 印  
栖原栄助 印

園田実徳

かくて三井物産は、明治三十九年（一九〇六）末を以て漁業部を廃止し、鯨粕に代って豆粕の生産にあたることとなつたのである。

- (1) 三井物産「事業報告」明治三十年下期（三井文庫所蔵史料 物産六一四）。
- (2) 「栖原角兵衛一件書類」（三井文庫所蔵史料 物産三二六）。
- (3) 同右。